

**令和3年度 ボランティア団体福祉活動助成事業・
地域ふれあいサロン助成事業 申請者募集要項**

1. 助成の目的

地域において実施する福祉活動や地域住民の交流活動の推進を図るために、地域住民が主体的に進める事業に対し、共同募金配分金を財源として助成します。

2. 助成の対象となる団体

助成の対象となる団体は次のとおりです。

ボランティア団体 福祉活動助成事業	次のいずれにも該当するもの ア 志摩市社協ボランティアセンターへ登録している団体 イ 志摩市内において地域福祉を推進する法人格を有しない団体
地域ふれあい サロン助成事業	志摩市内において地域住民が主体となって小地域での福祉活動に積極的に取り組む団体

3. 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は次のいずれかを目的とした事業です。

ボランティア団体 福祉活動助成事業	(1) 高齢者福祉の増進 (2) 障がい者福祉の増進 (3) 児童・子育て世帯への福祉の増進 (4) 生活困窮者支援の推進 (5) 健康・保健の増進 (6) 防災減災・災害救助活動の推進 (7) ボランティアの普及・ネットワーク形成及び醸成の促進 (8) その他、志摩市地域福祉活動計画を推進するための事業
地域ふれあい サロン助成事業 ※ 年4回以上の 開催必要	(1) 高齢者、障がい者、子育て中の保護者及び子ども等の地域住民を対象とした活動 (2) 身近な地域の公民館、集会所、民家等地域の实情に応じて参加者の集まりやすい場所を活用した活動 (3) 参加者同士の仲間づくりや生きがいくくりにより孤独感の解消、見守り、健康の維持向上等を図ることを目的とした活動

4. 対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は助成の対象外とします。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業や、国または地方公共団体の補助金や現物が充当される事業
- (2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (3) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団等の補助を受けた事業

- (6) 助成金以外の収入、又は繰越金を含むほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業（団体の経営上3か月程度の運転資金は認める）。
- (7) 助成事業による効果が期待できない事業
- (8) 当該年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとしている事業

5. 助成の内容

1事業1申請とし、助成限度額は次のとおりとします。

ボランティア団体福祉活動助成事業	10,000円
地域ふれあいサロン助成事業	30,000円

- ・同じ団体が受けることができる助成は、各助成金につき1回までです。
- ・1つの事業に対して受けることができる助成事業は1つまでです。

6. 事業の対象期間

令和3年4月1日（水）～令和4年3月31日（水）

7. 募集期間

ボランティア団体福祉活動助成事業	令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）午後5時必着
地域ふれあいサロン助成事業	令和3年4月1日（木）～令和3年5月14日（金）午後5時必着

8. 助成金の交付

本会所定の請求書の提出に基づき下記のとおり助成金を交付します。

ボランティア団体福祉活動助成事業	請求書提出月末日もしくは次月末日
地域ふれあいサロン助成事業	令和3年6月末

9. 応募方法

本会備え付けの申請書類（本会ホームページよりダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ、募集期間内に提出してください。

なお、受付時間は、土日、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

10. 審査方法

助成金の交付にあたっては、共同募金配分金交付要綱 別表1「助成金交付における審査基準」を基に審査を行います。

11. 事業報告

助成を受けられた申請者は、当該事業の完了後2ヶ月以内又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに、本会所定の報告様式により事業実績報告書の提出をお願いします。

1 2. 留意事項

共同募金配分金交付要綱も併せてご覧ください。

1 3. 問い合わせ

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会 地域支援課 地域支援担当係
〒517 - 0214 志摩市磯部町迫間9 5 5 電話：0 5 9 9 - 5 5 - 3 8 8 5

以 上